

医療法人制度の概略

令和6年度版

保健医療局医療政策部医療安全課医療法人担当

当資料は令和6年6月1日時点で施行されている医療法等関係法令をもとに作成したものです。

今後関係法令の改正を受け、内容を変更する可能性があります。

医療法人とは

- 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする社団又は財団で、**医療法に基づいて設立される法人**

(医療法第39条)

- 医療法人制度は**昭和25年の医療法改正により創設され、その趣旨は、医業経営の主体に法人格を認めることで、①資金調達を容易にする ②医療機関の経営に永続性を付与し、個人による医療機関経営の困難を緩和することで地域における医療の重要な担い手としての役割を果たす。**

医療法人制度の目的

- 医療法人は自主的に運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければならない。

(法第40条の2)

- 医療事業の経営を主たる目的とする。

設立

- 定款又は寄附行為をもって必要な事項を定める。
。(法44条2項)
- 設立総会において必要な事項を議決する。
- 設立代表者は都知事へ申請を行う。(施行規則31条)
- 都知事は、資産要件を満たしているか、定款の内容が法令の規定に違反していないかを審査する。
(法45条1項)
- 都知事は医療審議会の意見を聴き、認可する、又は認可しない。(法45条2項)

1) 開設者に関する確認事項

- 開設者が当該医療機関を開設・経営する意思を有していること。
- 開設者である法人の役員は、原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと。

「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」
厚生省通知 平成5年2月3日総第5号指第9号

2) 開設・経営に関する資金計画の確認

○開設後2年間の収支見込

- 患者数等の見込みは過大でないこと。
- 人件費等の見積りは適正であること。
- 必要な自己資本が確保されていることを金融機関等の残高証明で確認できること。
- 借入金がある場合は、その借入れが確実なものであることを金融機関等の融資証明等によって確認できること。
- 第三者から資金提供がある場合は、医療機関の開設・経営に関与するおそれがないこと。

「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」

医療法人の種類

医療法人社団

- 医業経営のため複数の人（設立者3人以上）が集まって組織された団体
- 「定款」が社団医療法人の最高規範
 - モデル定款あり
- 機関
 - 社員総会 （社員で組織される）
 - 医療法人の最高意思決定機関
 - 理事会 （理事、理事長、監事で構成）
 - 医療法人の業務執行に関する意思決定機関

医療法人の種類

医療法人財団

- 医療経営のため設立者から寄附された財産をもとに組織化された団体
- 「寄附行為」が財団医療法人の最高規範
- 機関
 - ・評議員会（評議員で組織される）
 - ・理事会（理事、理事長、監事で構成）

医療法人の施設又は資金

- 医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。 (法第41条)
- 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。 (施行規則第30条の34)

必要な資産の拠出 基金制度について

- 医療法人の活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るための制度
- 拠出者が金銭、その他の財産を医療法人の必要な資産として拠出するもの
(法人化後の運転資金、建物付属設備、医療機器等)

「医療法人の基金について」

厚生労働省通知 平成19年3月30日 医政発第0330051号

必要な資産の拠出

拠出財産の取得に伴う負債

- 拠出財産が医療法人に不可欠なもので、その財産の取得のために生じた負債は、医療法人の負債として引き継げる。
 - ・ 診療所の改修、医療機器購入のための借入金 ○
 - ・ 個人の診療所の運転資金 × 引継ぎ不可

「医療法人制度について」

厚生労働省通知 平成19年3月30日 医政発第0330049号

債務を円滑に法人に継承するためには、
事前に債権者への確認が必須!!

設立にあたって

- 役員（理事長・理事・監事）及び社員の就任予定者の方には、それぞれの役割のほか、各種届出義務や運営について理解していただく必要がある。
 - 将来的な見通しを含め、医療法人化にあたってのメリットデメリットを確認し、よく検討した上で申請していただく必要がある。
 - 拠出財産等や法人設立後の資金計画等、仮申請までに必要な事項を決定し、挙証資料をそろえていただきたい。
- （申請事務担当者は、設立代表者へ十分な説明を）
- 設立代表者から直接説明をお願いする場合がある₁₂

医療法人認可後の手続

- 法人設立の登記
- 保健所への診療所の開設届等
- 関東信越厚生局への保険医療機関の指定申請
- 税務署、都税事務所、区市町村、労働基準監督署、公共職業安定所、社会保険事務所等の諸官庁への手続が必要

- 銀行口座の変更、電気、水道、ガス、電話等の名義変更や、拠出を受けて法人の資産になったものの名義替えの手続も必要

重要!!

医療法人の非営利性

- 医療機関の開設主体が営利を目的とする法人でないこと。
(法第7条第6項)
- 社会医療法人を除き、収益業務は経営できない。
(法第42条の2)
- 医療機関の運営上生じる剰余金を役職員や第三者に配分しないこと。
(法第54条)

「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」
厚生労働省通知 平成5年2月3日総第5号指第9号

業務の範囲（本来業務と附帯業務）

- 医療法人は、法令等及び定款（寄附行為）に規定する業務以外の業務は、収益を伴わないものであっても、一切行うことができない

法人種別	業務	内容	
社会医療法人	一般医療法人 ・ 特定医療法人	本来業務	医療提供行為 (病院、診療所及び介護老人保健施設の運営)
		附帯業務	医療提供行為に附帯する業務 (訪問看護ステーション、居宅介護支援事業事業、老人 デイサービスセンター、歯科技工所 等)
		附随業務	本来業務、附帯業務に附随して行う業務 収益業務に含まれず、定款変更は不要 (病院建物内の売店、敷地内の駐車場業 等)
		収益業務	本来業務に支障がない範囲で行うことができる。 (不動産業、飲食店・宿泊業、教育・学習支援業など13 業種)

「医療法人の付帯業務について」

厚生労働省通知 平成19年3月30日 医政発0330053号

禁止行為の主な例 1

- 収益事業の禁止（法第42条、第42条の2）
 - ・ 第三者に金銭の貸付を行う→×
 - ・ 医療法人が所有する建物を賃貸する→×
 - ・ 他の医療法人が経営する医療機関へ看護師等を派遣し、受託収入を得る→×

附随業務

- ・ 病院等の患者・家族に対し、医療提供、療養の向上の一環として行われるもの（病院内の売店）

「医療法人の業務範囲」

厚生労働省 医療法人・医業経営のホームページ

禁止行為の主な例 2

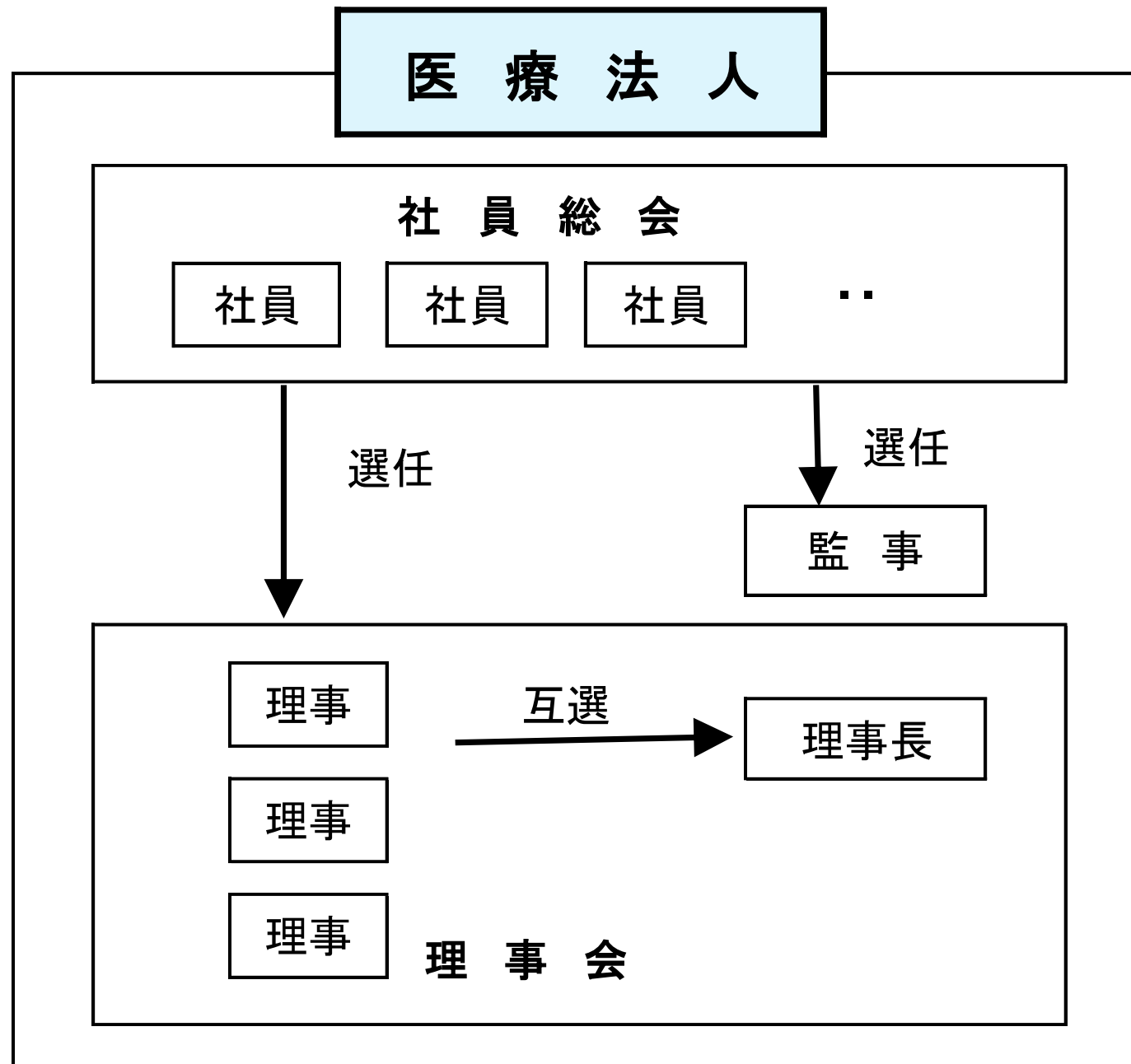
■ 剰余金配当の禁止(法第54条)

＜剰余金の配当とみなされる例＞

- 役員職員及び利害関係者等に対する貸付(福利厚生として内部規定を設け全職員を対象とした貸付を行うことは可)
- 役員等特定の人のみが居住する社宅の所有又は賃借
- 理事長等が経営する営利法人に資金援助
- 理事長等の個人的な借入の返済又は、法人資産を担保提供
- 役員等特定の人のみが使用する保養施設の所有

→ 決算後生ずる利益剰余金は積立金とし、施設改善や従業員への処遇改善等に充てるのが適当

医療法人の構成



「医療法人の機関について」

厚生労働省通知 平成28年3月25日医政発0325第3号

社員（医療法人社団の場合）

- 社員は合議体の一員であり、原則3名以上
- 社員は社員総会において法人運営の重要事項についての議決権及び選挙権を行使する者であり、実際に法人の意思決定に参画できない者が名目的に社員に選任されていることは適正でない。
- 社員の入社については、社員総会の承認が必要
- 社員は、定款の規定に基づき、退社する。

社員総会

- 医療法人の最高意思決定機関
- 定款に社員総会の議決事項の定めがある。
- 年に2回(予算の決定・決算)以上の定時総会
- 理事長はいつでも臨時総会を招集できる。
- 社員は、社員総会において1個の議決権を有する。

(法第46条の3～第46条の3の6

評議員会は法第46条の4～第46条の4の7)

社員総会での主な決議事項

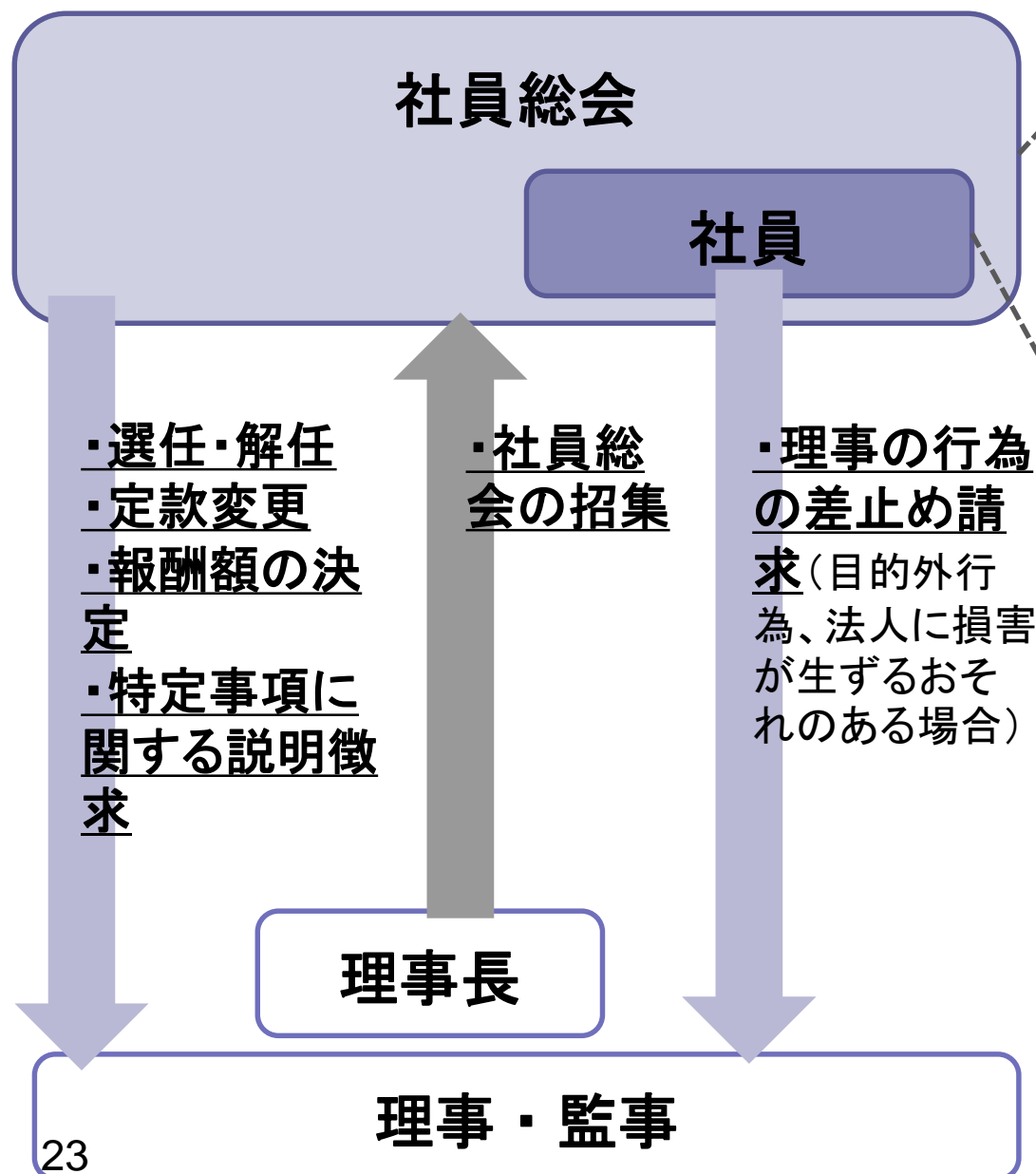
- 定款の変更
- 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- 収支予算及び決算の決定
- 借入金額の最高限度の決定
- 社員の入社及び除名
- その他重要な事項

社員総会の開催

- 社員総会の開催通知は、社員総会の日より少なくとも5日前に、その目的事項を示し、定款で定めた方法で行う。
- あらかじめ通知した事項についてのみ決議が可能
- 総社員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。
- 議事は、法又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数の時は、議長が決する。
- 決議につき、利害関係を有する社員は、議決に加わることができない。

社員・社員総会

- 社員は、**社団たる医療法人**の最高意思決定機関である**社員総会**の構成員としての役割を担う。
- **社員総会**は、**事業報告書等の承認**や**定款変更**、**理事・監事の選任・解任**に係る権限があり、このことにより、法人の業務執行が適正でない場合には、**理事・監事の解任権限**を適切に行使し、**適切な法人運営体制を確保**することも**社員総会**の責務である。



【社員総会の権限(主なもの)】

- ・理事、監事の選任・解任
- ・定款の変更
- ・事業報告書等の承認
- ・理事・監事に対する特定事項に関する説明徴求
- ・理事、監事の報酬額の決定(定款で額が定められていないとき)
- ・理事等の法人に対する損害賠償責任の一部免除
- ・合併・分割の同意(全社員の同意により合併・分割が可能)
- ・解散の決議

【社員の権限(主なもの)】

- ・社員総会の招集請求(総社員の1/5以上の社員により請求が可能。)
- ・理事の行為の差止め請求(理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令等に違反する行為をし、当該行為によって法人に回復できない損害が生ずるおそれのあるとき)
- ・理事・監事等の責任追及の訴え(法人に訴えの提起を請求し、60日以内に法人が訴えの提起をしない場合、当該請求をした社員が提起可能)
- ・理事・監事の解任の訴え(不正行為又は法令・定款違反にもかかわらず、解任決議が社員総会で否決されたときは、総社員の1/10以上の社員により提起可能)

役員

- 理事3人以上及び監事1人以上が必要
- 理事のうち1人は理事長
- 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者は役員になれない
- 役員を選任手続きは社員総会で決議する
- 役員は自然人
- 未成年者の就任は適切ではない
- 任務懈怠時も含め損害賠償責任の範囲を規定
(法第46条の5～第46条の5の4)

役員任期

- 理事長、理事、監事などの役員は定款・寄附行為で任期が定められており、この任期は2年を超えることができない。
- ※ 社員には任期がない。
- 任期ごとに会議（社員総会・理事会）を開き、改選を行わなければならない。

理事

- 理事会の構成員として、医療法人の業務執行の意思決定に参画する。
- 忠実に職務を行う義務があり、任務を怠った場合には損害賠償責任を負うことがある。
- 医療法人が開設する診療所等の管理者は、理事に就任しなければならない。
- 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でない。

理事

- 理事は、当該法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、その事実を監事に報告しなければならない。

(法第46条の6の3)

- 理事は、医療法人との利益が相反する取引を行う場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。また、当該取引後、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(法第46条の6の4)

理事長

- 医師又は歯科医師である理事のうちから選任する。
(法第46条の6)
- 医療法人を代表し、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
(法第46条の6の2)
- 医療法人の代表権は理事長のみに与えられる
- 複数の医療法人の理事長を兼務することは不
適当
- 定款の定めに従い、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

理事会

- 定款(寄附行為)の定めに従い
 - ・3か月に1回 又は
 - ・4か月を超える間隔で年2回以上 開催する
- 理事会の主な職務
 - ・法人の業務執行の決定
 - ・理事の職務の執行の監督
 - ・理事長の選出及び解職
 - ・競業・利益相反取引の承認
 - ・監事等の監査を受けた事業報告書等の承認

(法第46条の7、第46条の7の2²⁾)

理事会の開き方

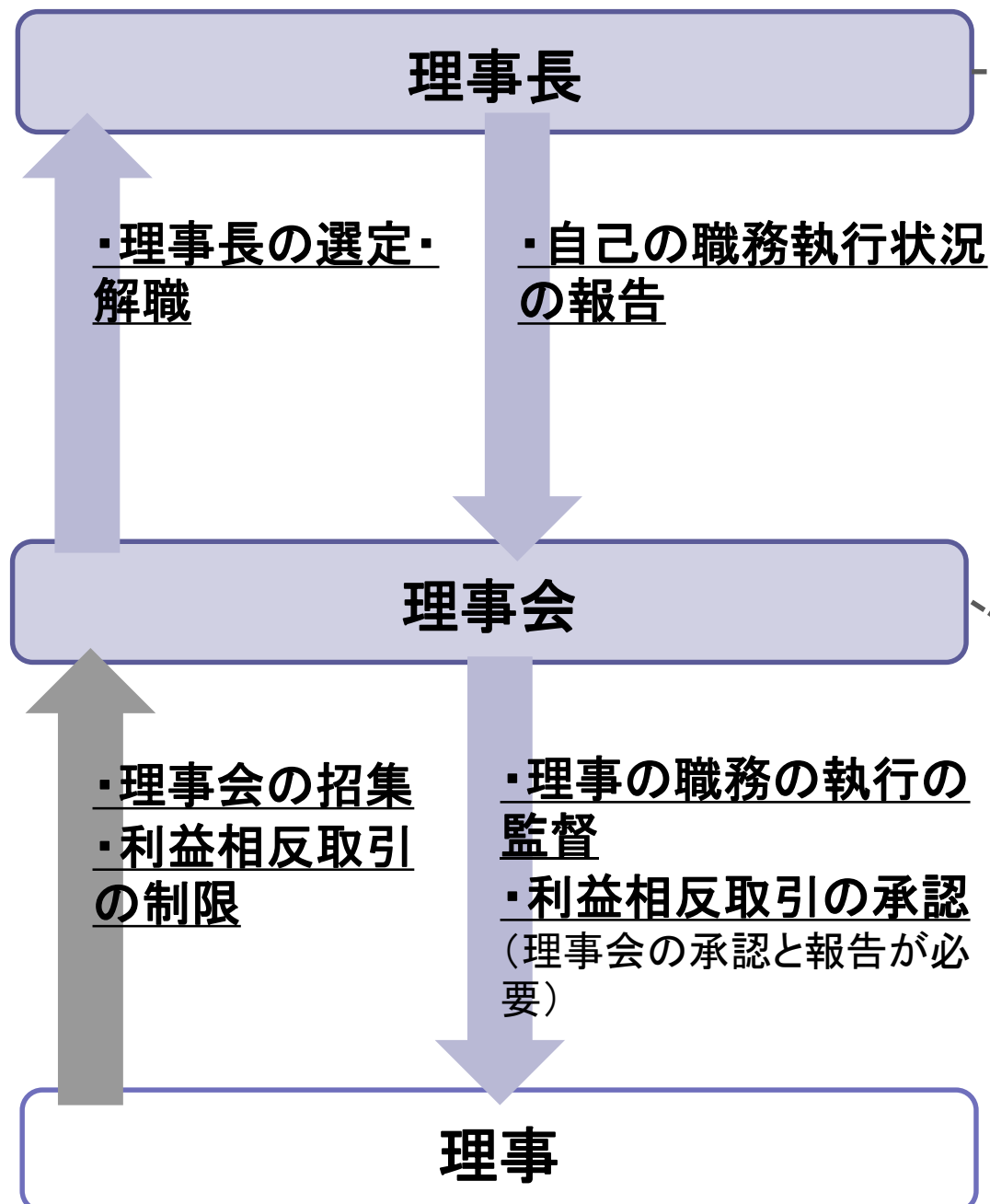
- 理事会の招集権限は各理事が有し、招集者は会日の1週間前までに各理事及び各監事に、その招集通知を発する。

(理事会を招集する理事を定款で定めること及び1週間を下回る期間を定款で定めることは可能)

- 決議は議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 決議につき特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

理事会・理事長

- 理事会は、法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督し、理事長を選出・解職する権限を持つ。
- 理事長は、法人を代表し、法人の業務を執行する。また、自己の職務執行の状況を理事会に報告する義務がある。



【理事長の権限(主なもの)】

- ・法人の業務に関する一切の裁判上・裁判外の行為

※法人は、理事長の職務について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う

【理事長の義務(主なもの)】

- ・理事会への職務執行状況の報告義務(3か月に1回以上。定款により毎事業年度2回以上(4か月を超える間隔)に緩和可。報告の省略は不可)

【理事会の権限(主なもの)】

- ・法人の業務執行の決定
- ・理事の職務の執行の監督
- ・理事長の選定及び解職
- ・競業・利益相反取引の承認
- ・監事等の監査を受けた事業報告書等の承認

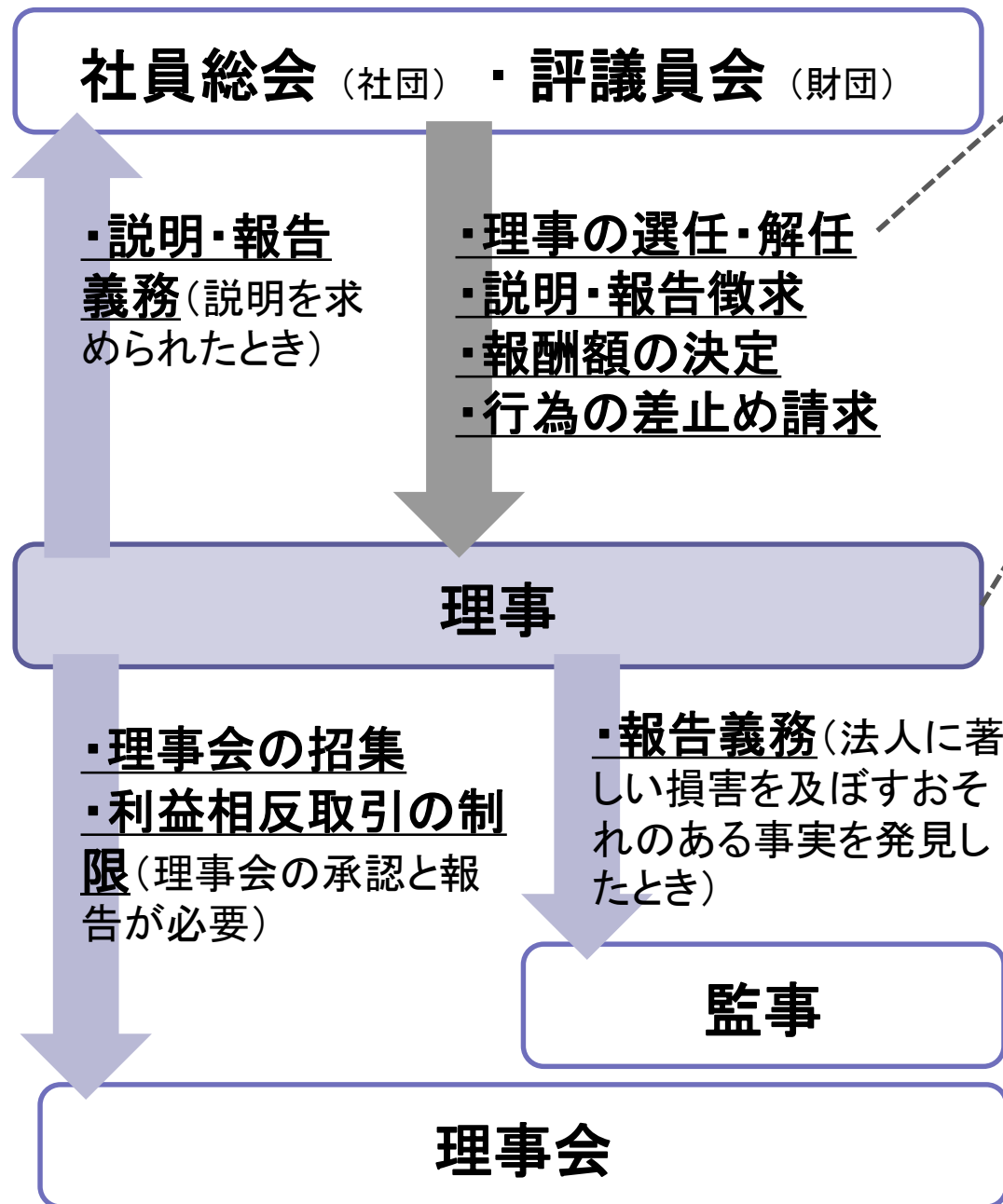
※以下の事項の決定を理事に委任することは不可

- ①重要な資産の処分・譲受け、②多額の借財、③重要な役割を担う職員
- の選任・解任、④従たる事務所その他の重要な組織の設置・変更・廃止、
- ⑤定款(寄附行為)の定めに基づく役員等の責任の免除

理事

○ 医療法人の理事は、理事会の構成員として、医療法人の業務執行の意思決定に参画する。また、忠実に職務を行う義務、法人に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときの監事への報告義務などが課せられ、義務違反等の場合には損害賠償責任を負うことがある。

※理事会の決議に参加した理事は、議事録に異議をとどめない場合、その決議に賛成したものと推定される。



【理事の解任】

社団の場合:いつでも、社員総会の決議により解任が可
財団の場合:次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任が可 ①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき ②心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

【理事の義務等 (主なもの)】

- ・忠実義務 (法令、定款又は寄附行為、社員総会又は評議員会の決議を遵守し、法人のため忠実に職務を行う義務)
- ・善管注意義務 (民法の委任の規定に基づく善良な管理者の注意義務)
- ・競業及び利益相反取引の制限 (自己又は第三者のために法人と取引をする場合等において理事会の承認と報告が必要)
- ・社員総会・評議員会における説明・報告義務 (社員又は評議員から説明又は報告を求められたとき)
- ・監事に対する報告義務 (法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき)

【理事の責任 (主なもの)】

- ・法人に対する損害賠償責任 (任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任)
- ・第三者に対する損害賠償責任 (職務につき悪意・重大な過失があった場合に第三者に生じた損害を賠償する責任)

監事

- 医療法人の業務及び財産の状況を監査する
- 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出する。
- 監事は医療法人の理事、従業員を兼ねることができない。(役員の子親族、法人と取引のある個人等も不可)
- 理事会への出席義務がある。

(法第46条の8～第46条の8の3)

監事の監査について

■ 監査の方法(例)

- ・理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求める。
- ・事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施する。

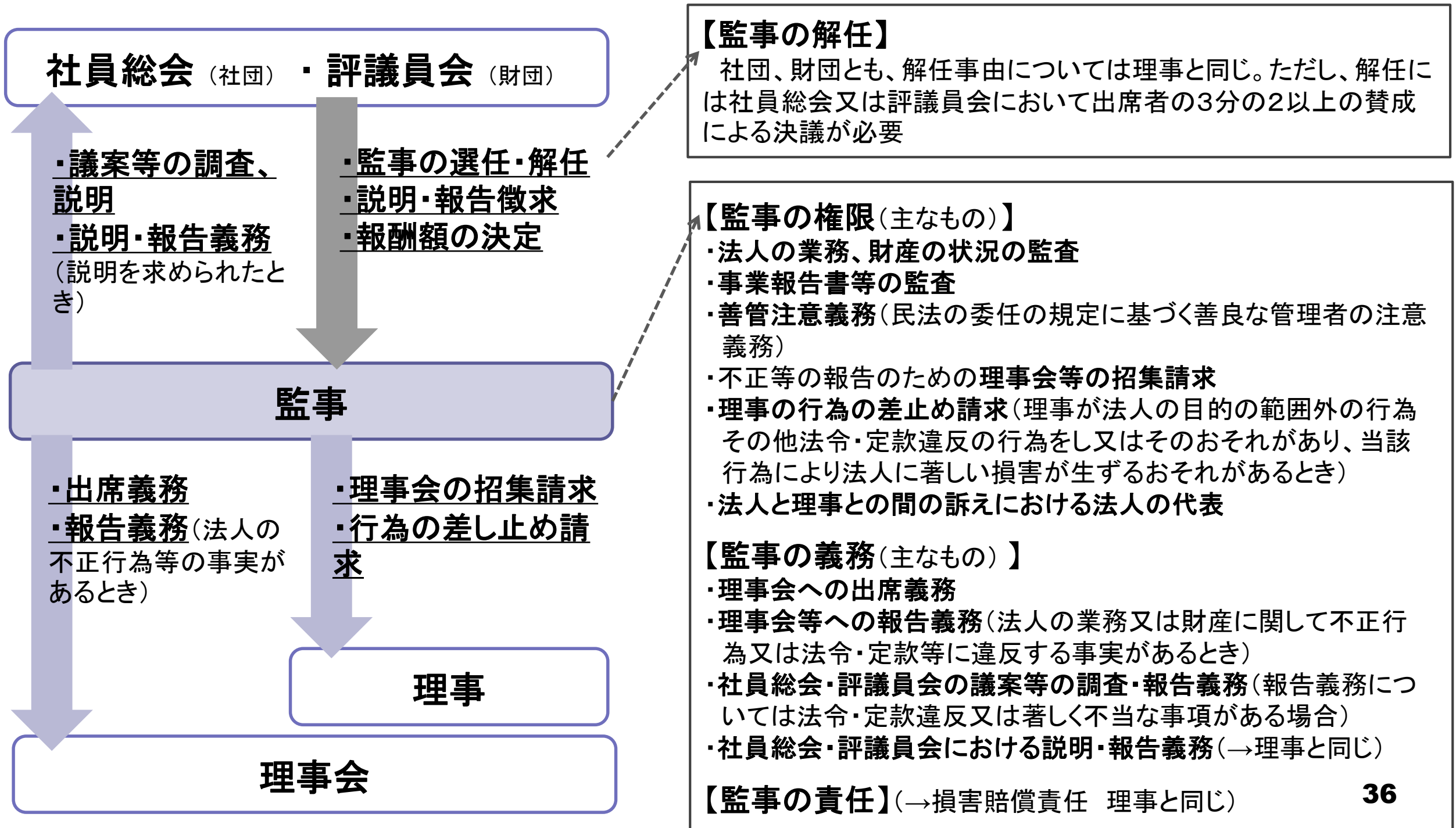
監事の監査における視点

- 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているかどうか。
- 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、計算書類の記載と合致しているかどうか。
- 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているかどうか。
- 理事の職務執行に関する不正の行為若しくは定款に違反する重大な事実が認められるかどうか。

監査の結果、不正の行為、法令等に違反する重大な事実を発見したときは、都知事、社員総会、理事会に報告する。(法第46条の8)

監事

○ 監事は、医療法人の業務、財務の状況を監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、社員総会又は評議員会及び理事会に提出する。このため、監事には各種の権限が付与され、また、義務が課されている。監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事がそれぞれ負うことになる。



医療法人の基本事項

- 医療法人の行為は、すべて法令等、定款（寄附行為）、社員総会（財団の場合は理事会）の決定に拘束され、理事長等が独断で処理することはできない。
- 一定の規模を超える新たな義務の負担（借入金、改修工事、高額医療機器類の購入で予算に計上されていないもの等）については、必ず社員総会の議決を経なければならない。

定款変更認可申請

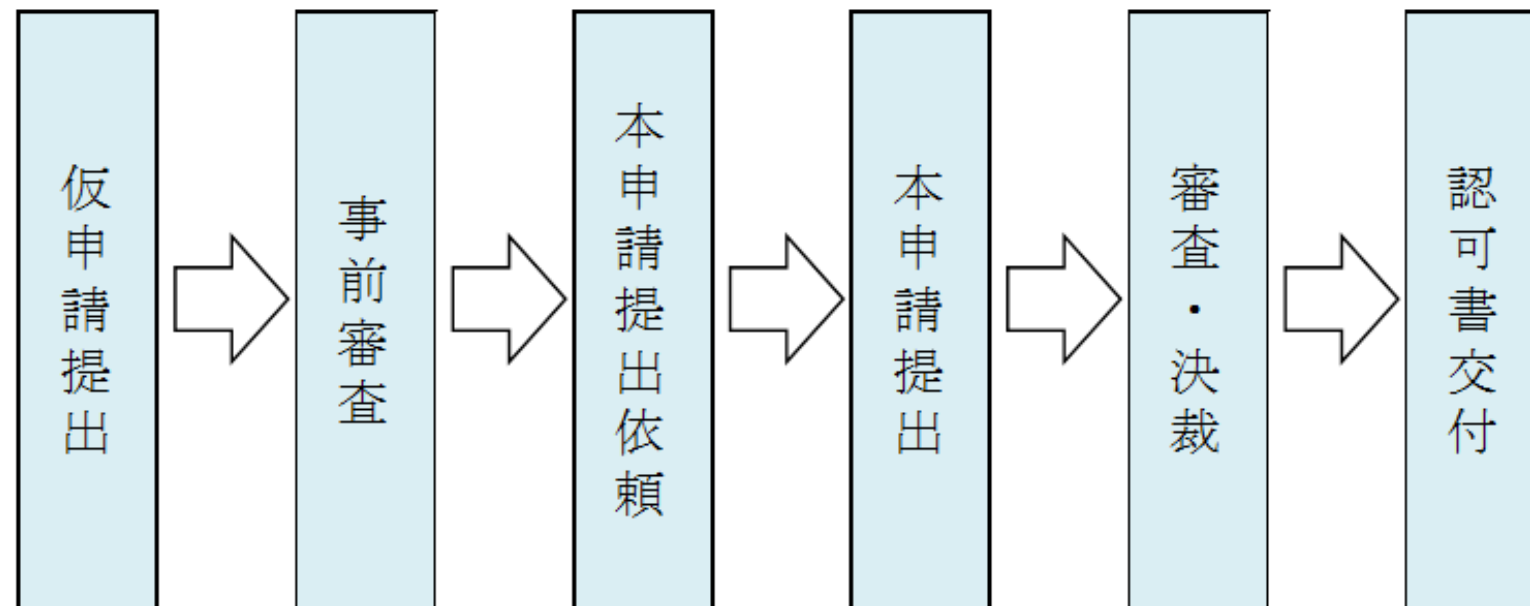
- 定款の内容に変更が生じる場合、事前に東京都知事に申請の上、認可を受ける必要がある。
- 東京都知事の認可を受けなければその効力を生じない。
（医療法第54条の9第3項）
 - ・認可を受けなければ医療機関の開設ができない
 - ・会計年度の変更・・・既に完了した会計年度を遡って変更することはできない。

定款変更を必要とする主な事項

- 新規診療所の開設（拡張・移転を含む。）
- 既存診療所の廃止
- 附帯業務の開設及び廃止
- 法人名称の変更
- 診療所名の変更
- 役員定数の変更、常務理事の設置、廃止
- 会計年度の変更
- 事務所、診療所のビル名称の変更 等

定款変更申請の手順と認可時期

- 仮申請（変更認可を受けるために作成した素案）により、事前審査を受けてください。
- 仮申請から認可書交付までの流れ（この間約3か月）



- 事前に医療安全課医療法人担当の担当者とスケジュールを十分に調整の上、申請してください。（特に開設・拡張・移転）
- 申請状況によっては、理事長から直接説明をお願いする場合があります。

医療法人に関する届出

- 役員変更届 (施行令第5条の13)
 - 任期(2年)満了による重任・・・2年ごと
 - 役員に変更があった場合・・・随時
 - 役員の改姓、住所変更、死亡・・・随時
- 事業報告書等届出 (法第52条)
 - 毎会計年度終了後3か月以内
- 登記届 (施行令第5条の12)
 - 資産総額変更登記は毎年、理事長重任は2年ごと
- 定款変更届 (法54条の9第5項)
 - 遅滞なく届出(事務所の所在地変更、広告変更)

役員変更届

- 医療法人は、役員に変更があった場合（任期満了による重任の場合を含む。）は、医療法人の役員変更届を、遅滞なく、東京都知事に提出しなければならない
 - ① 新たに役員に就任する場合
 - ② 任期途中で役員を辞任する場合
 - ③ 任期（2年）満了により役員を重任する場合・退任する場合
 - ④ 役員が死亡した場合
 - ⑤ 改姓・住所変更

役員変更届に関する添付書類(注意点)

■ 住所変更届に添付する住民票

役員の住所変更時に提出いただく住民票は、

- ・ マイナンバーが記載されていないもの
- ・ 役員個人のみのももの

■ 履歴書の役員欠格事由の根拠条文の変更

平成28年9月1日の医療法改正による条文変更があります。

※医療法第46条の5第5項が準用する第46条の4第2項の役員欠格事由には該当してありません。

事業報告書等届出

- 医療法人は、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書等を作成し、理事はそれを監事に提出しなければならない。(法第51条第1項・第3項)
- 監事はそれを受けて、監査報告書を作成し、会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出する。(法第46条の8第3号)
- その後、医療法人は、会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を、東京都知事に提出しなければならない。(法第52条第1項)

事業報告書にかかる提出書類

- 事業報告書
- 財産目録
- 貸借対照表
- 損益計算書
- 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- 監事の監査報告書

医療法人の外部監査の義務付け等について

- ① 公認会計士・監査法人による外部監査が義務付けられる医療法人の基準として、以下を規定。
 - ・ 医療法人のうち、負債額が50億円以上又は収益額が70億円以上であるもの。
 - ・ 社会医療法人のうち、負債額が20億円以上又は収益額が10億円以上であるもの。
- ② 上記の医療法人を対象に、会計の原則、貸借対照表・損益計算書に関する会計処理方法等を規定した医療法人会計基準（厚生労働省令）の適用が義務づけられた。（※ 四病院団体協議会が平成26年2月に策定した医療法人会計基準に沿って制定。）
- ③ 上記の医療法人等は、貸借対照表・損益計算書をホームページ、官報又は日刊新聞紙で公告しなければならない。
- ④ 医療法人が都道府県知事に届出を行うことを要する関係事業者との取引としては、医療法人の役員・近親者（配偶者又は二親等内の親族）やその支配する法人（社員総会等の議決権の過半数を占めている法人）との一定の取引とし、取引の基準として、以下を規定。
 - ・ 事業収益又は事業費用が1,000万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における総事業収益又は総事業費の10%以上を占める取引
 - ・ 事業外収益又は事業外費用が1,000万円以上であり、かつ当該医療法人の事業外収益又は事業外費用の総額の10%以上を占める取引
 - ・ 特別利益又は特別損失の額が1,000万円以上である取引
 - ・ 資産又は負債の総額が、当該医療法人の総資産の1%以上を占め、かつ1,000万円を超える残高になる取引
 - ・ 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1,000万円以上であり、かつ当該医療法人の総資産の1%以上を占める取引
 - ・ 事業の譲受又は譲渡の場合、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が1,000万円以上であり、かつ当該医療法人の総資産の1%以上を占める取引

登記届

- 医療法人は、組合等登記令に沿って登記しなければならない。
- 登記を行ったときは、医療法人の登記事項の届出を、遅滞なく、東京都知事あてに提出しなければならない。
- 添付書類：登記事項全部証明書（履歴事項全部証明書）（原本）

医療法人が行う登記

- 毎年必ず登記するもの
 - 資産総額の変更
決算終了後、資産の総額を登記する。
登記の時期は事業年度終了後3月以内
- 2年に1度登記するもの
 - 理事長の就任、重任
- その都度登記するもの
 - 定款(寄附行為)変更認可による登記事項の変更
(例:診療所の開設・廃止、附帯業務事業所の開設・
廃止、法人名称・診療所名称の変更、
事務所の所在地の変更等)
 - その他の変更
資産総額の変更以外の変更は、変更が生じた後2週間
以内に登記する

各種届出に関する連絡事項

- 手続きの詳細につきましては、医療法人運営の手引を御覧ください。
- 様式は、医療法人担当のホームページからダウンロードできます。
- 提出部数は、1部＋〔控え〕必要部数を用意してください
事業報告書については、2部提出してください。
- 各種届出は、郵送にて、提出してください。
また、郵送の場合、書類提出者の連絡先を必ず明記してください。
- 控えの返送が必要な場合は、返送先を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

報告・検査、違反に対する措置等

■ 報告・検査

医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認められる場合、医療法人に対し、報告を求めることや、医療法人の事務所に立ち入り、検査をすることがある。

(法第63条第1項)

■ 法令等の違反に対する措置

- ・医療法人に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることがある。
- ・また、医療法人がこの命令に従わない場合は、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることや、役員^の解任を勧告することがある。

(法第64条第1項・第2項)

■ 医療法人には法第93条等の罰則もある。

設立認可の取消し

- 医療法人が、成立した後、又はすべての病院等を休止若しくは廃止した後、1年以内に病院を開設しないとき、又は再開しないときは、設立認可を取り消すことがある。
(医療法第65条)
- 医療法人が法令に違反し、又は法令に基づき知事の命令に違反した場合、他の方法により監督の目的を達することができないときは、設立認可を取り消すことがある。
(医療法第66条第1項)

閲覧制度

- 経営の透明性の確保の観点から、これらが閲覧の対象
(法第52条第2項)

- 定款(寄附行為)
- 事業報告書
- 財産目録
- 貸借対照表
- 損益計算書
- 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- 監事の監査報告書

- ★ 過去3年間に届け出られたものが閲覧対象
- ★ 閲覧請求者に関する規制はない。
- ★ 医療安全課医療法人担当で閲覧ができる。

解散について

- 「目的たる業務の成功の不能」及び「社員総会の決議」の場合、解散認可申請の手続を行う。
- 申請→医療審議会→東京都知事の認可
- 解散認可後から清算事務が開始される
(法第55条～第56条の16)

合併について

(法第57条～第59条の5)

- 2以上の医療法人が法定の手続によって行われる医療法人相互間の契約によって1の医療法人となること。
- 医療法人社団は、総社員の同意があるときは、他の医療法人と合併することができる。医療法人財団は、寄附行為に合併することが出来る旨の規定がある場合、理事の3分の2の同意があるときは、他の医療法人と合併することができる。
- 合併については、医療審議会の意見を聴いた上での都知事認可を受けなければ、その効力は生じない。
- 社団の持分なしと持分ありの合併→持分なし
社団の持分ありと持分ありの合併
吸収合併→持分あり 新設合併→持分なし

分割について (法第60条～第61条の6)

- 法定の手続によって行われる医療法人相互間の契約であり、当事者たる医療法人が事業に関して有する権利義務の一部が他の存続する医療法人又は新設の医療法人に移転する効果を持つもの。
- 社会医療法人、特定医療法人、持分の定めのある法人は分割制度の対象とすることはできない。
- 分割については、医療審議会の意見を聴いた上での都知事認可を受けなければ、その効力は生じない。

○ 趣旨

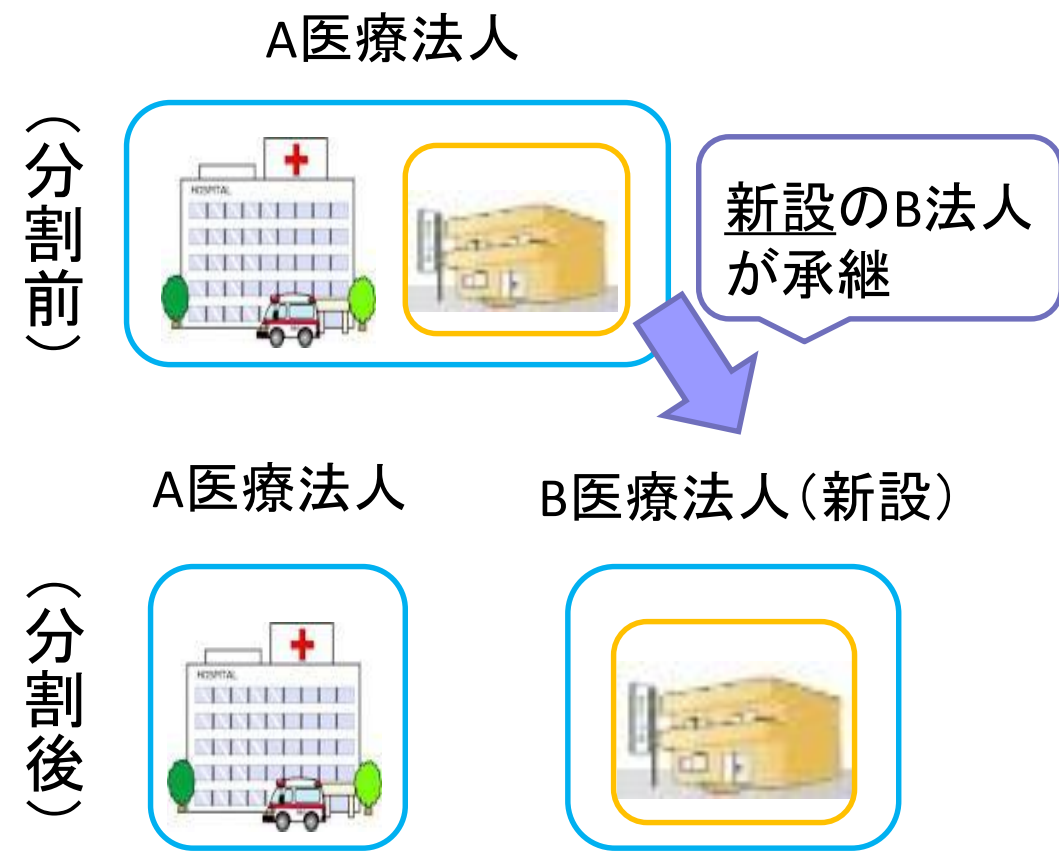
医療法人において、合併と同様の手続を、分割についても整備。(第60条～第61条の6)

○ 具体的内容

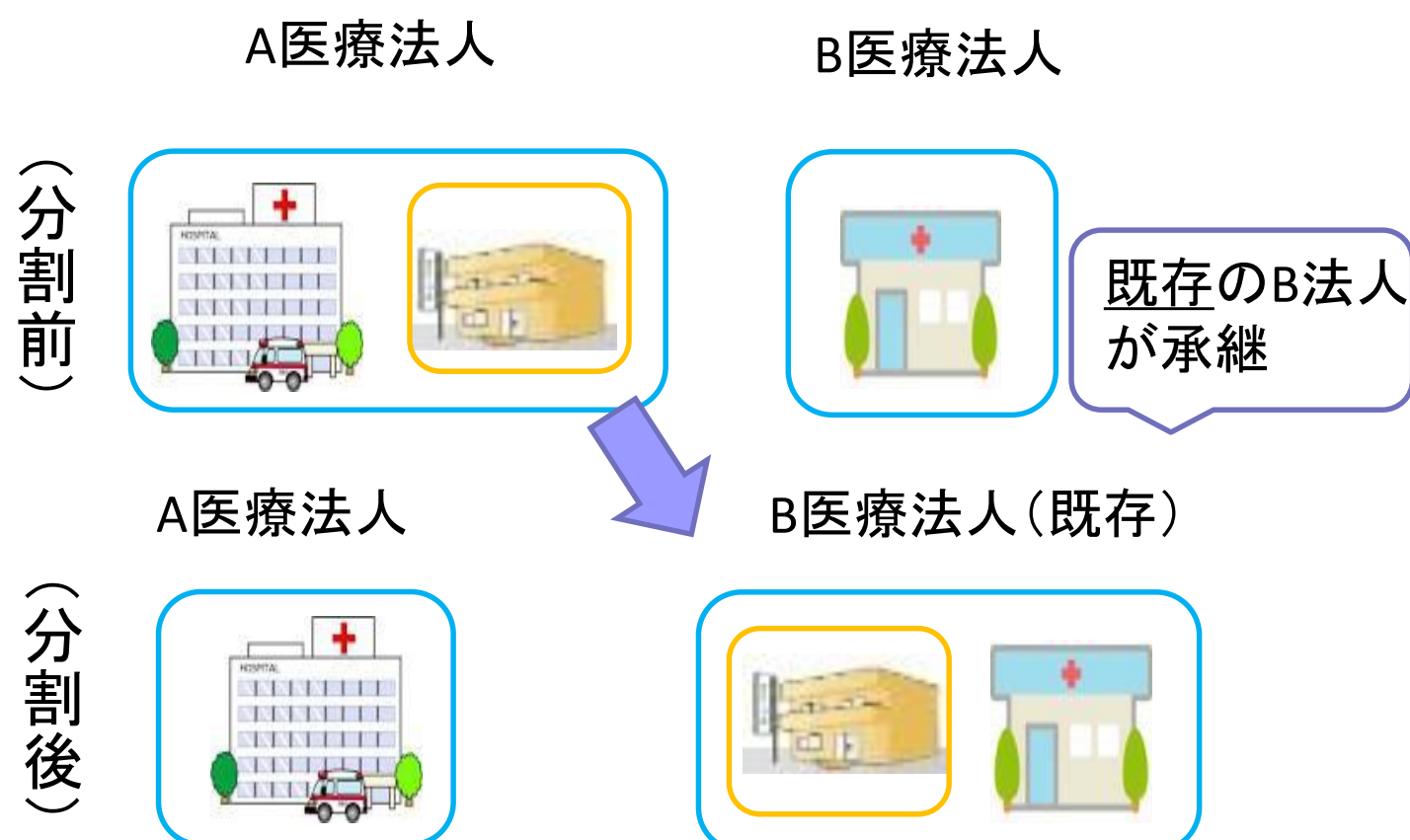
医療法人の病院事業等に関する権利義務を

- ①新設分割: 新しく設立する医療法人に承継させること。
- ②吸収分割: 既存の他の医療法人に承継させること。

①新設分割



②吸収分割



※ 分割制度の対象とならない医療法人: 社会医療法人、特定医療法人、持分あり医療法人

医療法人の運営に関する手引等

■ 医療法人運営の手引(東京都)

- ・東京都福祉保健局のホームページからダウンロード

東京都福祉保健局→医療・保健→医療法人の設立・運営
→医療法人運営の手引

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/hojin/uneitebiki.html>

■ 医療法人運営管理指導要綱(厚労省)ほか

厚生労働省 医療法人・医業経営のホームページも御覧ください！

一定の役割を担う医療法人

■ 社会医療法人

- 救急医療やへき地医療、周産期医療など特に地域で必要な医療の提供を担う医療法人
- 収益事業の実施や税負担の軽減、社会医療法人債の発行など経営面での優遇措置を付加して、法人運営の安定化を促している。

■ 特定医療法人

- 40床以上（専ら皮膚泌尿器、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院にあっては、30床以上）の病院
- 救急告示病院
- 15床以上を有する救急診療所の告示された診療所

医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人の認定制度を創設する。これにより競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保。

